

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人小林俊明の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、事案を異にする判例を引用するものであって、本件に適切でなく、その余は、単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

【要旨】なお、本件において妨害の対象となった職務は、公職選挙法上の選挙長の立候補届出受理事務であり、右事務は、強制力を行使する権力的公務ではないから、右事務が刑法（平成七年法律第九一号による改正前のもの）二三三条、二三四条にいう「業務」に当たるとした原判断は、正当である（最高裁昭和三六年（あ）第八二三号同四一年一一月三〇日大法廷判決・刑集二〇巻九号一〇七六頁、最高裁昭和五九年（あ）第六二七号同六二年三月一二日第一小法廷決定・刑集四一卷二号一四〇頁参照）。

よって、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

（裁判長裁判官 河合伸一 裁判官 福田 博 裁判官 北川弘治 裁判官 亀山 継夫 裁判官 梶谷 玄）